



事 務 連 絡
平成 31 年 4 月 15 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
専務理事 境 政 人

「獣医師法第 17 条に定める飼育動物の診療について（照会）」について

今般、獣医師法第 17 条に定める飼育動物の診療に係る「獣医師以外のスタッフが獣医師の監督のもと、獣医師法第 17 条に抵触せずに行える診療補助の範囲」について本会宛に照会がありました。

このことについて、本会として別添のとおり回答をとりまとめましたのでお知らせします。

また、本件に関連し、本年 2 月 20 日に超党派の「愛がん動物を対象とした動物看護師の国家資格化を目指す議員連盟」が設立されました。3 月 26 日に開催された第 2 回総会では「愛がん動物看護師法(仮称)」の骨子案が示され、4 月 26 日に開催予定の第 3 回総会では法案の要綱案が示される予定です。参考として、第 2 回総会で示された法案の骨子案についても併せて情報提供させていただきますのでご参照ください。

なお、本文書につきましては、5 月 20 日発行の日本獣医師会雑誌第 72 巻 5 号に掲載し、会員構成獣医師等にも周知及びご理解をお願いする予定であることを申し添えます。

本会では、高度かつ専門的なチーム獣医療提供体制の構築に向けて引き続き尽力することとし、今後とも情報の提供に努めてまいりますので、会員構成獣医師への更なる周知等へのご協力の程お願いいたします。

本件に関する問合せ先
公益社団法人日本獣医師会事務局
事業担当：松岡
TEL 03-3475-1601



(別添)

「獣医師法第 17 条に定める飼育動物の診療について（照会）」への回答

平成 31 年 4 月

公益社団法人 日本獣医師会

(照会事項)

動物看護師又はそれに準ずるスタッフは、動物病院の運営上不可欠な存在となっており、その診療補助行為については広範な対応が求められる。現状において、獣医師以外のスタッフが獣医師の指示・監督の下、獣医師法第 17 条に抵触せずに実施可能な診療補助の範囲について教示願いたい。

(回答)

- 1 現行の獣医師法においては、民間資格の動物看護師（「認定動物看護師」等）も含めた獣医師以外の者が診療行為を業務として行った場合には、それが獣医師の監視・指示の下であるか否かにかかわらず獣医師法第 17 条違反（無免許獣医業罪）になるとされています。また、同時に、その指示を行った獣医師についても、無免許獣医業罪の共同正犯、教唆犯又は幫助犯となるおそれがあります。

共同正犯(刑法第 60 条)：二人以上が共謀して犯罪を実行した者

教唆(刑法第 61 条)：まだ犯意を生じていない他人をして一定の犯罪を実行する意思を生じさせる行為

幫助(刑法第 62 条)：実行行為以外の行為をもって正犯に荷担する行為

【出展：法令用語辞典第 8 次改訂版】

- 2 本条に規定する「診療」とは、飼育動物の疾病についての診察、診断、治療だけでなく、その他の獣医師の獣医学的判断及び技術をもってするのでなければ飼育動物に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある一切の行為を指すとされています。ただし、診療行為に該当するか否かは、個別具体的な行為ごとに一般の社会通念に照らして判断されるべきものになります。

- 3 具体的に診療行為に該当する行為としては、次の例が挙げられます。
- 疾病の診断（診断書の交付）、治療
 - 指示書・処方せんの交付
 - 採血、注射、放射線照射、麻酔、手術、縫合・抜糸、マイクロチップの装着、投薬等
 - 鍼灸（飼育動物の傷病の診察、診断、治療を行う場合）
 - 歯垢除去及び歯石除去（出血や疼痛を伴う等飼育動物に危害を及ぼすおそれがある場合）
- 4 一方、診療行為に該当しない行為としては、次の例が挙げられます。
- 動物の保定
 - 健康相談、保健指導
 - 体温測定、脈拍測定、呼吸数測定、血圧測定
 - 血液や尿等の検体の検査及び検査結果の判定
 - 爪切り、耳そうじ、毛刈り（トリミング）、体毛・羽毛の洗浄（シャンプー）、肛門しぼり、アロマセラピー、歯磨き
- 5 ご指摘のように、現在、動物看護師は動物病院の運営上、なくてはならない存在となっていることにかんがみ、先般（平成 31 年 2 月 20 日）、超党派の「愛がん動物を対象とした動物看護師の国家資格化を目指す議員連盟」が設立され、獣医師の指示の下での愛がん動物看護師による診療補助業務が法的に可能になるよう検討が進められています。
- 6 本会としては、現在、獣医師以外の者が診療補助業務を行うことは違法行為であることにかんがみ、愛がん動物看護師の国家資格化により獣医師、愛がん動物看護師及びその他のスタッフとの役割分担が明確となり、高度かつ専門的なチーム獣医療の提供が可能となることを期待し、法案が具体化した際には、地方獣医師会及びその会員獣医師に情報提供させていただく予定としています。

愛がん動物看護師法（仮称）骨子案

第1 目的

この法律は、愛がん動物看護師の資格を定めるとともに資質を向上することによって、愛がん動物の獣医療の普及向上並びに健康及び安全の確保を図り、あわせて動物の愛護及び適正な飼養に寄与することを目的とすること。

第2 定義

- 1 この法律において「愛がん動物看護師」とは、主務大臣の免許を受けて、獣医師の指示の下に行う愛がん動物の診療の補助その他の看護並びに動物の愛護及び適正な飼養に関することを行うことを業とする者をいうこと。
- 2 この法律において「愛がん動物」とは、犬、猫その他政令で定めるもの（愛がん鳥）をいうこと。

第3 免許

- 1 愛がん動物看護師になろうとする者は、愛がん動物看護師国家試験（以下「試験」という。）に合格し、主務大臣の免許を受けなければならないこと。
- 2 欠格事由、愛がん動物看護師名簿、免許の取消しその他の所要の規定を設けること。

第4 試験

- 1 試験は、愛がん動物看護師として必要な知識及び技能について、毎年1回以上、主務大臣が行うこと。
- 2 受験資格、指定試験機関その他の所要の規定を設けること。

第5 業務

- 1 愛がん動物看護師でない者（獣医師を除く。）は、愛がん動物の診療の補助を業としてはならないこと。
- 2 愛がん動物看護師は、愛がん動物の診療の補助を行うに当たっては、獣医師の指示があった場合を除くほか、診療機械を使用し、医薬品を授与し、医薬品について指示をし、その他獣医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはならないこと。ただし、臨時応急の手当てをする場合は、この限りでないこと。
- 3 愛がん動物看護師でない者は、愛がん動物看護師又はこれに紛らわしい名称を使用してはならないこと。
- 4 その他の所要の規定を設けること。

第6 主務大臣

この法律の主務大臣は、農林水産大臣及び環境大臣とすること。

第7 その他

施行期日、経過措置（現在の民間資格である動物看護師の扱い等）その他の所要の規定を設けること。